

平成29年度栃木県議会 第347回通常会議議案（1）目次

第1号議案	平成30年度栃木県一般会計予算	1
第2号議案	平成30年度栃木県公債管理特別会計予算	29
第3号議案	平成30年度栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計予算	35
第4号議案	平成30年度栃木県営林事業特別会計予算	39
第5号議案	平成30年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算	45
第6号議案	平成30年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算	49
第7号議案	平成30年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	55
第8号議案	平成30年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算	61
第9号議案	平成30年度栃木県国民健康保険特別会計予算	65
第10号議案	平成30年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計予算	71
第11号議案	平成30年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算	77
第12号議案	平成30年度栃木県流域下水道事業特別会計予算	83
第13号議案	平成30年度栃木県病院事業会計予算	93

第14号議案	平成30年度栃木県電気事業会計予算	99
第15号議案	平成30年度栃木県水道事業会計予算	105
第16号議案	平成30年度栃木県工業用水道事業会計予算	109
第17号議案	平成30年度栃木県用地造成事業会計予算	113
第18号議案	平成30年度栃木県施設管理事業会計予算	119
第19号議案	栃木県がん対策推進条例の制定について	123
第20号議案	地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターへの職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例の制定について	129
第21号議案	栃木県障害者総合相談所条例の制定について	131
第22号議案	栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の制定について	133
第23号議案	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	135
第24号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	141
第25号議案	栃木県水防協議会条例等の一部改正等について	143
第26号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	153
第27号議案	栃木県手数料条例の一部改正について	155
第28号議案	地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの設立に伴う関係条例の整理について	163

第29号議案	地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例の一部改正について……………	167
第30号議案	栃木県医師修学資金貸与条例の一部改正について……………	169
第31号議案	栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例の一部改正について……………	171
第32号議案	栃木県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について……………	173
第33号議案	栃木県県営住宅条例の一部改正について……………	177
第34号議案	学校職員定数条例の一部改正について……………	179
第35号議案	栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について……………	181
第36号議案	非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	183
第37号議案	栃木県警察関係手数料条例の一部改正について……………	185
第38号議案	栃木県教育委員会委員の任命同意について……………	207
第39号議案	市町村が負担する金額について（県民生活部関係）……………	209
第40号議案	指定管理者の指定期間の変更について（栃木県産業会館）……………	213
第41号議案	包括外部監査契約の締結について……………	215

第1号議案

平成30年度栃木県一般会計予算

平成30年度栃木県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 803,410,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月21日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	252,000,000
	1 県 民 税	87,802,000
	2 事 業 税	58,077,000
	3 地 方 消 費 税	35,209,000
	4 不 動 産 取 得 税	5,701,000
	5 県 た ば こ 税	2,226,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,295,000
	7 自 動 車 取 得 税	3,415,000
	8 軽 油 引 取 税	22,040,000
	9 自 動 車 税	35,205,000
	10 鉦 区 税	7,000
11 狩 猟 税	23,000	

款	項	金額
2 地方消費税清算金		75,140,000
	1 地方消費税清算金	75,140,000
3 地方譲与税		34,200,000
	1 地方法人特別譲与税	31,000,000
	2 地方揮発油譲与税	3,000,000
	3 石油ガス譲与税	200,000
4 地方特例交付金		1,000,000
	1 地方特例交付金	1,000,000
5 地方交付税		119,800,000
	1 地方交付税	119,800,000
6 交通安全対策特別交付金		600,000
	1 交通安全対策特別交付金	600,000
7 分担金及び負担金		2,819,894
	1 負担金	2,819,894
8 使用料及び手数料		11,012,356

	1 使 用 料	7,741,064
	2 手 数 料	3,271,292
9 国 庫 支 出 金		86,251,275
	1 国 庫 負 担 金	44,021,720
	2 国 庫 補 助 金	40,562,794
	3 委 託 金	1,666,761
10 財 産 収 入		1,538,656
	1 財 産 運 用 収 入	724,152
	2 財 産 売 払 収 入	814,504
11 寄 附 金		86,662
	1 寄 附 金	86,662
12 繰 入 金		26,232,665
	1 特 別 会 計 繰 入 金	212,994
	2 基 金 繰 入 金	26,019,671
13 繰 越 金		1,000,000
	1 繰 越 金	1,000,000

款	項	金額
14 諸 収 入		90,628,492
	1 延滞金、加算金及び過料等	361,453
	2 県 預 金 利 子	167
	3 貸 付 金 元 利 収 入	70,165,675
	4 受 託 事 業 収 入	694,302
	5 収 益 事 業 収 入	11,257,700
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	700
	7 雑 入	8,148,495
15 県 債		101,100,000
	1 県 債	101,100,000
歳 入	合 計	803,410,000

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 議 会 費		1,495,521
	1 議 会 費	1,495,521
2 総 務 費		37,779,683
	1 総 務 管 理 費	13,262,390
	2 企 画 費	10,066,275
	3 徴 税 費	8,742,709
	4 市 町 村 振 興 費	2,200,002
	5 選 挙 費	241,256
	6 防 災 費	2,504,501
	7 統 計 調 査 費	460,386
	8 人 事 委 員 会 費	126,626
	9 監 査 委 員 費	175,538
3 民 生 費		100,140,842

款	項	金額
	1 社 会 福 祉 費	59,687,424
	2 児 童 福 祉 費	32,398,504
	3 生 活 保 護 費	3,981,982
	4 災 害 救 助 費	90,120
	5 県 民 生 活 費	3,982,812
4 衛 生 費		59,392,741
	1 公 衆 衛 生 費	27,544,615
	2 環 境 衛 生 費	1,804,034
	3 保 健 所 費	2,097,207
	4 医 薬 費	19,621,240
	5 病 院 費	4,488,483
	6 環 境 対 策 費	3,837,162
5 勞 働 費		2,385,907
	1 勞 政 費	359,092
	2 職 業 訓 練 費	1,784,633

	3 失 業 対 策 費	138,515
	4 労 働 委 員 会 費	103,667
6 農 林 水 産 業 費		36,340,412
	1 農 業 費	12,749,053
	2 畜 産 業 費	4,276,212
	3 農 地 費	9,715,827
	4 林 業 費	8,935,446
	5 水 産 業 費	636,952
	6 自 然 保 護 費	26,922
7 商 工 費		64,642,719
	1 商 工 費	63,185,342
	2 観 光 費	1,457,377
8 土 木 費		86,382,316
	1 土 木 管 理 費	4,976,961
	2 道 路 橋 り よ う 費	43,550,774
	3 河 川 費	13,357,673

款	項	金額
	4 都 市 計 画 費	22,423,090
	5 住 宅 費	2,073,818
9 警 察 費		43,625,949
	1 警 察 管 理 費	42,284,036
	2 警 察 活 動 費	1,341,913
10 教 育 費		184,885,247
	1 教 育 総 務 費	24,296,830
	2 小 学 校 費	67,812,847
	3 中 学 校 費	39,653,849
	4 高 等 学 校 費	34,453,392
	5 特 別 支 援 学 校 費	14,614,604
	6 社 会 教 育 費	1,639,806
	7 保 健 体 育 費	2,413,919
11 災 害 復 旧 費		2,643,412
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	216,073

	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,416,737
	3 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	10,602
12 公 債 費		103,837,851
	1 公 債 費	103,837,851
13 諸 支 出 金		79,357,400
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	34,438,000
	2 利 子 割 交 付 金	428,000
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	37,897,000
	4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,609,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	2,271,000
	7 利 子 割 精 算 金	400
	8 配 当 割 交 付 金	1,197,000
	9 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,517,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	803,410,000

第2表 継続費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎南館受変電設備改修費	77,394	平成30年度	7,739
				平成31年度	69,655
		上都賀庁舎外構整備費	263,088	平成30年度	184,162
				平成31年度	78,926
3 民生費	5 県民生活費	総合文化センター大規模改修費	3,684,514	平成30年度	1,228,170
				平成31年度	2,456,344
		博物館収蔵庫棟整備費	1,379,717	平成30年度	459,905
				平成31年度	919,812
4 衛生費	1 公衆衛生費	精神保健福祉センター屋上防水改修費	50,455	平成30年度	20,182
				平成31年度	30,273
	2 環境衛生費	食肉衛生検査所整備費	971,030	平成30年度	285,229
				平成31年度	685,801
	6 環境対策費	県北体育館省エネ設備整備費	90,067	平成30年度	36,027

款	項	事業名	総額	年度	年割額
				平成31年度	54,040
		日光霧降アイスアリーナ省エネ設備整備費	175,230	平成30年度	70,092
				平成31年度	105,138
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農業大学校本館屋上防水・外壁改修費	94,662	平成30年度	56,797
				平成31年度	37,865
	2 畜 産 業 費	県北家畜保健衛生所移転整備費	986,912	平成30年度	395,786
				平成31年度	591,126
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	県北体育館特定天井落下防止改修費	563,033	平成30年度	168,911
				平成31年度	394,122
		総合文化センター特定天井落下防止改修費	281,427	平成30年度	93,809
				平成31年度	187,618
10 教 育 費	6 社 会 教 育 費	新青少年教育施設アドバイザー業務委託費	38,000	平成30年度	13,300
				平成31年度	19,000
				平成32年度	5,700
	7 保 健 体 育 費	グリーンスタジアムメイングラウンド芝生改修費	204,687	平成30年度	81,875

				平成31年度	122,812
		県北体育館メインアリーナ ブラインド改修費	33,931	平成30年度	10,180
				平成31年度	23,751

第3表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
自動車税納税通知書等封入封緘業務委託料	平成31年度	13,228
栃木県環境保全公社の事業資金借入金に対する損失補償		1,000,000
県営最終処分場整備事業（搬入道路工事）	平成31年度	440,000
県営最終処分場整備運営事業 （被覆施設等建設工事及び不法投棄物撤去業務）	平成32年度から平成46年度まで	3,482,000 上記金額に、金利変動、物価変動、需要変動等契約に定める増減額並びに消費税額及び地方消費税額を加算した額
森林路網整備事業	平成31年度	15,000
県単治山事業	平成31年度	30,000
自然公園等施設整備事業（県単）	平成31年度	5,000
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証に対する損失補償（平成30年度融資保証分）		経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の創業支援資金融資保証に対する損失補償（平成30年度融資保証分）		創業支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から

事 項	期 間	限 度 額
		中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の新事業開拓支援資金融資保証に対する損失補償（平成30年度融資保証分）		新事業開拓支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の中小企業経営改善資金融資保証に対する損失補償（平成30年度融資保証分）		中小企業経営改善資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の経営サポート資金融資保証に対する損失補償（平成30年度融資保証分）		経営サポート資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額（ただし、借換融資のうちサポート借換に限る。）
栃木県信用保証協会の小規模企業資金融資保証に対する損失補償（平成30年度融資保証分）		小規模企業資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済

		額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の2に相当する額
離職者等再就職訓練事業費	平成31年度から平成32年度まで	418,498
がんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金利子補給	平成31年度から平成36年度まで	800
農業近代化資金利子補給	平成31年度から平成53年度まで	563,702
農業経営負担軽減支援資金利子補給	平成31年度から平成48年度まで	56,874
奨励品種決定基本調査委託事業	平成31年度	160
大家畜特別支援資金利子補給	平成31年度から平成55年度まで	4,346
養豚特別支援資金利子補給	平成31年度から平成45年度まで	1,474
農村地域防災減災事業 （美田東部頭首工ゲート等改修工事）	平成31年度	110,000
農村地域防災減災事業（小倉堰ゲート等改修工事）	平成31年度	160,000
農村地域防災減災事業（押切用水堰ゲート等改修工事）	平成31年度	160,000
県営かんがい排水事業（西前原地区現排水機場撤去工事）	平成31年度	200,000
道路照明ESCO事業（県北地域）	平成31年度から平成40年度まで	1,757,500
道路照明ESCO事業（県南地域）	平成31年度から平成40年度まで	1,443,000

事 項	期 間	限 度 額
道 路 保 全 事 業 (補 助)	平成31年度	1,000,000
快 適 で 安 全 な 道 づ く り 事 業 (補 助)	平成31年度	4,680,000
快 適 で 安 全 な 道 づ く り 事 業 (補 助)	平成31年度から平成32年度まで	2,100,000
河 川 受 託 事 業	平成31年度	70,000
安 全 な 川 づ く り 事 業 (補 助)	平成31年度	550,000
安 全 な 川 づ く り 事 業 (補 助)	平成31年度から平成32年度まで	1,060,000
ダ ム 施 設 保 全 事 業 (補 助)	平成31年度	155,000
砂 防 施 設 づ く り 事 業 (補 助)	平成31年度	700,000
街 路 づ く り 事 業 (補 助)	平成31年度	500,000
総 合 ス ポ ー ツ ゾ ー ン 整 備 事 業 (公 園 整 備)	平成31年度	880,936
道 路 保 全 事 業 (県 単)	平成31年度	1,580,000
快 適 で 安 全 な 道 づ く り 事 業 (県 単)	平成31年度	440,000
河 川 砂 防 保 全 事 業 (県 単)	平成31年度	200,000
緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策 事 業 (河 川 砂 防)	平成31年度	240,000
河 川 砂 防 施 設 づ く り 事 業 (県 単)	平成31年度	30,000

ダム施設保全事業（県単）	平成31年度から平成32年度まで	360,000
魅力ある公園づくり事業（県単）	平成31年度	10,000
とちぎ学力向上推進事業費	平成31年度	34,010
共済組合警察官交番駐在所賃借料	平成31年度から平成54年度まで	750,201
違法駐車対策確認事務委託事業	平成31年度	48,000

第4表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 庁 舎 等 施 設 整 備 費	950,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地 域 鉄 道 対 策 事 業 費	52,000	同	上	同
防 災 行 政 ネットワーク 整 備 費	1,578,000	同	上	同
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	326,000	同	上	同
児 童 相 談 所 整 備 費	10,000	同	上	同
総 合 文 化 セ ン タ ー 整 備 費	1,105,000	同	上	同
博 物 館 整 備 費	353,000	同	上	同
と ち ぎ 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー 整 備 費	12,000	同	上	同
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー 整 備 費	17,000	同	上	同
食 肉 衛 生 検 査 所 整 備 費	205,000	同	上	同

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 営 最 終 処 分 場 関 連 整 備 費	30,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
高 等 産 業 技 術 学 校 整 備 費	7,000	同	上	上
農 業 試 験 場 施 設 整 備 費	24,000	同	上	上
農 業 大 学 校 施 設 整 備 費	51,000	同	上	上
と ち ぎ 花 セ ン タ ー 整 備 費	4,000	同	上	上
家 畜 保 健 衛 生 所 整 備 費	346,000	同	上	上
土 地 改 良 事 業 費	1,248,000	同	上	上
林 道 事 業 費	75,000	同	上	上
治 山 事 業 費	796,000	同	上	上
県 単 林 道 事 業 費	25,000	同	上	上
県 単 治 山 事 業 費	93,000	同	上	上
自 然 公 園 等 施 設 整 備 費	298,000	同	上	上

国庫補助道路事業費	9,330,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助河川改良費	1,650,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助砂防費	1,099,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助街路事業費	1,774,000	同	上	同	上	同	上
公園緑地整備費	252,000	同	上	同	上	同	上
総合スポーツゾーン整備費	10,281,000	同	上	同	上	同	上
県営住宅建設事業費	468,000	同	上	同	上	同	上
県有施設等整備費	6,000	同	上	同	上	同	上
県有建築物耐震化推進事業費	210,000	同	上	同	上	同	上
直轄道路事業負担金	2,647,000	同	上	同	上	同	上
直轄河川事業負担金	1,145,000	同	上	同	上	同	上
直轄砂防事業負担金	1,611,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	8,508,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	1,300,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	146,000	同	上	同	上	同	上
地域活性化事業費	366,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市町村合併推進事業費	806,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
警察施設整備費	548,000	同上	同上	同上
交通安全施設整備費	957,000	同上	同上	同上
高等学校施設整備費	1,552,000	同上	同上	同上
特別支援学校施設整備費	112,000	同上	同上	同上
教育施設等整備費	105,000	同上	同上	同上
日光霧降アイスアリーナ整備費	10,000	同上	同上	同上
ライフル射撃場整備費	37,000	同上	同上	同上
退職手当債	4,500,000	同上	同上	同上
29年災害復旧土木事業費	22,000	同上	同上	同上
30年災害復旧林道事業費	17,000	同上	同上	同上
30年県単災害復旧林道事業費	15,000	同上	同上	同上

30年災害復旧治山事業費	8,000	同	上	同	上	同	上
30年県単災害復旧治山事業費	22,000	同	上	同	上	同	上
30年災害復旧土木事業費	666,000	同	上	同	上	同	上
30年県費単独災害復旧土木事業費	200,000	同	上	同	上	同	上
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同	上	同	上	同	上
平成30年度臨時財政対策債	43,000,000	同	上	同	上	同	上
木材産業等高度化推進資金貸付事業費	25,000	普	通	貸	借	1.0 % 以 内	償還年限5年以内とし、定期又は割賦の方法により償還する。
計	101,100,000						

第2号議案

平成30年度栃木県公債管理特別会計予算

平成30年度栃木県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,094,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月21日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		9,900,100
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,233,400
	2 基 金 繰 入 金	5,666,700
2 県 債		42,194,000
	1 県 債	42,194,000
歳 入 合 計		52,094,100

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 公 債 費		52,094,100
	1 公 債 費	52,094,100
歳 出 合 計		52,094,100

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 会 計 借 換 債	42,194,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第3号議案

平成30年度栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計予算

平成30年度栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,997,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月21日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 納税証紙収入		2,987,000
	1 納税証紙収入	2,987,000
2 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
歳入合計		2,997,000

歳 出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 繰 出 金			2,997,000
	1 繰 出 金		2,997,000
歳 出 合 計			2,997,000

第4号議案

平成30年度栃木県営林事業特別会計予算

平成30年度栃木県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 415,320千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月21日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料料		11,627
	1 使用料	11,627
2 国庫支出金		15,980
	1 国庫補助金	15,980
3 財産収入		132,681
	1 財産売払収入	132,681
4 繰入金		241,373
	1 一般会計繰入金	241,373
5 繰越金		11,638
	1 繰越金	11,638
6 諸収入		2,021
	1 預金利子	1

款	項	金額
	2 雑 入	2,020
歳	入 合 計	415,320

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		162,268
	1 県 営 林 事 業 費	162,268
2 公 債 費		252,752
	1 公 債 費	252,752
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		415,320

第5号議案

平成30年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成30年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 214,770千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月21日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		213,000
	1 繰 入 金	150
	2 繰 越 金	209,830
	3 貸 付 金 収 入	3,020
2 業 務 勘 定		1,770
	1 繰 入 金	1,314
	2 繰 越 金	1
	3 預 金 利 子	154
	4 雑 入	301
歳 入 合 計		214,770

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		213,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付金	213,000
2 業 務 勘 定		1,770
	1 管 理 指 導 事 務 費	1,616
	2 予 備 費	154
歳 出 合 計		214,770

第6号議案

平成30年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算

平成30年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,523,120千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月21日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		1,900,464
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,900,464
2 県 債		622,656
	1 県 債	622,656
歳 入 合 計		2,523,120

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 地方独立行政法人県立病院貸付金		622,656
	1 地方独立行政法人県立病院貸付金	622,656
2 公 債 費		1,900,464
	1 公 債 費	1,900,464
歳 出 合 計		2,523,120

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
栃木県立がんセンター貸付金	531,328	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
栃木県立リハビリテーションセンター貸付金	91,328	同	上	上
計	622,656			

第7号議案

平成30年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成30年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 545,980千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成30年2月21日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		79
	1 一 般 会 計 繰 入 金	79
2 繰 越 金		262,325
	1 繰 越 金	262,325
3 諸 収 入		283,576
	1 貸 付 金 収 入	273,394
	2 預 金 利 子	11
	3 雑 入	10,171
歳 入 合 計		545,980

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		545,980
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	545,980
歳 出	合 計	545,980

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
母子福祉資金	平成31年度から平成35年度まで		318,096
寡婦福祉資金	平成31年度から平成35年度まで		26,658
父子福祉資金	平成31年度から平成35年度まで		50,652
修学資金	高等学校、大学、大学院、高等 専門学校又は専修学校就学期間 中		
修業及び技能習得資金	知識及び技能習得期間中5年 以内		
生活資金	知識技能を習得している期間 中、医療等を受けている期間 中、母子家庭等となり生活が安 定するまでの間又は失業してい る期間中離職の日から1年を超 えない範囲内の期間		

第8号議案

平成30年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

平成30年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 290,630千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月21日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 共 済 掛 金 収 入		23,777
	1 共 済 掛 金 収 入	23,777
2 国 庫 支 出 金		52,731
	1 国 庫 補 助 金	52,731
3 繰 入 金		55,708
	1 一 般 会 計 繰 入 金	55,708
4 繰 越 金		13
	1 繰 越 金	13
5 諸 収 入		158,401
	1 年 金 給 付 金 収 入	158,400
	2 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		290,630

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 心身障害者扶養共済事業費		290,630
	1 心身障害者扶養共済事業費	290,630
歳 出 合 計		290,630

第9号議案

平成30年度栃木県国民健康保険特別会計予算

平成30年度栃木県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 175,163,650千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月21日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		56,991,187
	1 負 担 金	56,991,187
2 国 庫 支 出 金		49,605,821
	1 国 庫 負 担 金	35,886,271
	2 国 庫 補 助 金	13,719,550
3 財 産 収 入		1,887
	1 財 産 運 用 収 入	1,887
4 繰 入 金		12,865,921
	1 一 般 会 計 繰 入 金	12,326,817
	2 基 金 繰 入 金	539,104
6 諸 収 入		55,698,834
	1 雑 入	55,698,834

款	項	金額
歳	入 合 計	175,163,650

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		175,163,650
	1 国民健康保険事業費	175,163,650
歳 出	合 計	175,163,650

第10号議案

平成30年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計予算

平成30年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 135,620千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月21日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 分 担 金 及 び 負 担 金			6
	1 負 担 金		6
2 繰 越 金			71,506
	1 繰 越 金		71,506
3 諸 収 入			64,108
	1 貸 付 金 元 利 収 入		63,906
	2 預 金 利 子		200
	3 雑 入		2
歳 入	合 計		135,620

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 小規模企業者等資金貸付事業費		90,007
	1 小規模企業者等資金貸付事業費	90,007
2 公 債 費		45,613
	1 公 債 費	45,613
歳 出 合 計		135,620

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
とちぎ未来チャレンジファンド事業費 (償 還 年 限 延 長)	2,000,000	普 通 貸 借	無 利 子	償還年限20年以内（据置期間を含む。）とし、満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第11号議案

平成30年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成30年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 115,490千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月21日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金貸付勘定		3,573
	1 繰越金	3,096
	2 貸付金収入	477
2 農業改良資金業務勘定		1,887
	1 繰入金	1,585
	2 繰越金	151
	3 預金利子	1
	4 雑入	150
3 就農支援資金貸付勘定		108,104
	2 繰越金	5,933
	3 貸付金収入	102,171
4 就農支援資金業務勘定		1,926

款	項	金額
	1 繰 入 金	1,915
	3 預 金 利 子	10
	4 雑 入	1
歳 入	合 計	115,490

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 農業改良資金貸付勘定		3,573
	1 国庫補助金納付金	2,377
	2 繰 出 金	1,196
2 農業改良資金業務勘定		1,887
	1 管理指導事務費	987
	2 予 備 費	900
3 就農支援資金貸付勘定		108,104
	1 就農支援資金貸付金	5,000
	2 公 債 費	68,736
	3 繰 出 金	34,368
4 就農支援資金業務勘定		1,926
	1 管理指導事務費	1,226
	2 予 備 費	700

款	項	金 額
歲	出 合 計	115,490

第12号議案

平成30年度栃木県流域下水道事業特別会計予算

平成30年度栃木県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,152,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成30年2月21日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		3,400,746
	1 負 担 金	3,400,746
2 使 用 料 及 び 手 数 料		3,846
	1 使 用 料	3,846
3 国 庫 支 出 金		845,777
	1 国 庫 補 助 金	845,777
4 繰 入 金		1,038,068
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,038,068
5 繰 越 金		430,564
	1 繰 越 金	430,564
6 諸 収 入		1,069,161
	1 預 金 利 子	1

款	項	金額
	2 受 託 事 業 収 入	803,094
	3 雑 入	266,066
7 県 債		359,800
	1 県 債	359,800
8 財 産 収 入		4,438
	2 財 産 運 用 収 入	4,438
歳 入	合 計	7,152,400

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 流域下水道事業費		6,104,259
	1 流域下水道管理事業費	4,415,417
	2 流域下水道建設事業費	1,688,842
2 公 債 費		1,048,141
	1 公 債 費	1,048,141
歳 出 合 計		7,152,400

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
北 那 須 流 域 下 水 道 管 理 費	平成31年度から平成33年度まで		1,145,000
渡良瀬川下流流域下水道管理費（大岩藤処理区）	平成31年度から平成33年度まで		855,000
渡良瀬川下流流域下水道管理費（思川処理区）	平成31年度から平成33年度まで		900,000
平成30年度鬼怒川上流流域下水道建設費（中央処理区）	平成31年度		380,000
平成30年度渡良瀬川下流流域下水道建設費（思川処理区）	平成31年度		240,000

第3表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業費	359,800	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第13号議案

平成30年度栃木県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度栃木県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	岡 本 台 病 院
1 病 床 数	221床
2 年 間 患 者 数	
(1) 入 院	62,249人
(2) 外 来	32,616人
3 一 日 平 均 患 者 数	
(1) 入 院	171人
(2) 外 来	134人

区 分	岡 本 台 病 院
4 主要な建設改良事業	
(1) 病院建設費	71,259千円
(2) 器械備品費	14,966千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 岡 本 台 病 院 事 業 収 益	2,944,000千円
第1項 医 業 収 益	1,969,522千円
第2項 医 業 外 収 益	974,476千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支 出

第1款 岡 本 台 病 院 事 業 費 用	2,857,000千円
第1項 医 業 費 用	2,845,357千円
第2項 医 業 外 費 用	10,641千円
第3項 特 別 損 失	2千円

第4項 予 備 費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 101,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24千円及び当年度分損益勘定留保資金 100,976千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 岡 本 台 病 院 資 本 的 収 入 296,000千円

第1項 企 業 債 155,000千円

第2項 負 担 金 141,000千円

支 出

第1款 岡 本 台 病 院 資 本 的 支 出 397,000千円

第1項 建 設 改 良 費 87,801千円

第2項 企 業 債 償 還 金 309,199千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
岡本台病院施設整備事業	71,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
岡本台病院器械備品整備事業	14,000千円	同	上	同
岡本台病院器械備品整備事業 借 換 債	70,000千円	同	上	同
計	155,000千円			

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 医 業 費 用
- 2 医 業 外 費 用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 1,790,045千円

2 交際費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、388,768千円と定める。

平成30年2月21日 提出

栃木県知事 福田 富一

第14号議案

平成30年度栃木県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度栃木県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間販売電力量		233,040,000キロワット時
2 主要な建設改良事業		
風見発電所建設事業	事業費	76,235千円
五十里発電所建設事業	事業費	135,482千円
小百川発電所建設事業	事業費	374,957千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 電気事業収益			2,278,000千円

第1項 営業収益	2,240,688千円
第2項 財務収益	2,137千円
第3項 事業外収益	35,174千円
第4項 特別利益	1千円

支 出

第1款 電気事業費用	2,122,000千円
第1項 営業費用	2,072,207千円
第2項 財務費用	36,279千円
第3項 事業外費用	11,514千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 875,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額93,391千円、減債積立金 8,258千円、建設改良積立金 199,728千円、地域振興積立金 2,366千円及び過年度分損益勘定留保資金 571,257千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	616,000千円
-----------	-----------

第1項 企業債	615,000千円
第2項 長期貸付金償還金	600千円
第3項 固定資産売却代金	1千円
第4項 雑収入	399千円

支 出

第1款 資本的支出	1,491,000千円
第1項 建設改良費	1,301,624千円
第2項 企業債償還金	184,996千円
第3項 投資	14千円
第4項 繰出金	2,366千円
第5項 予備費	2,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	川治第一発電所 主要変圧器等更新工事	千円 307,779	平成30年度	千円 171,612

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円	平成31年度	千円 136,167
		風見発電所全面改修工事	4,811,994	平成30年度	28,127
				平成31年度	57,376
				平成32年度	282,425
				平成33年度	1,887,556
				平成34年度	1,922,910
				平成35年度	633,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
川治第一発電所設備更新事業	260,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は

					借換えすることができる。
足尾発電所設備更新事業	180,000千円	同	上	同	上
風見発電所全面改修事業	40,000千円	同	上	同	上
五十里発電所建設事業	135,000千円	同	上	同	上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

459,316千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

平成30年2月21日 提出

栃木県知事 福田 富一

第15号議案

平成30年度栃木県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度栃木県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間供給水量		22,341,650 m ³
2 主要な建設改良事業		
北那須水道用水供給建設事業	事業費	559,261千円
鬼怒水道用水供給建設事業	事業費	964,756千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道用水供給事業収益	2,126,000千円
第1項 営業収益	1,992,448千円

第2項 営業外収益	133,550千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	1,971,000千円
第1項 営業費用	1,919,959千円
第2項 営業外費用	49,041千円
第3項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,689,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 114,827千円、減債積立金 140,014千円、建設改良積立金 200,000千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,234,159千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,000千円
第1項 国庫補助金	1千円
第2項 受託工事受入金	1千円
第3項 雑収入	998千円

支 出

第1款 資本的支出	1,690,000千円
第1項 建設改良費	1,541,986千円
第2項 企業債償還金	140,014千円
第3項 予備費	8,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	ろ過池覆蓋設置工事	千円 194,400	平成30年度	千円 97,200
				平成31年度	97,200
		中央監視制御装置更新工事	779,793	平成30年度	574,053
				平成31年度	178,092
				平成32年度	27,648

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

297,609千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成30年2月21日 提出

栃木県知事 福田 富一

第16号議案

平成30年度栃木県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度栃木県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間供給水量		9,078,340 m ³
2 主要な建設改良事業		
鬼怒左岸台地地区工業用水道建設事業	事業費	254,649千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	663,000千円
第1項 営業収益	540,106千円
第2項 営業外収益	122,893千円

第3項 特別利益	1千円
----------	-----

支 出

第1款 工業用水道事業費用	579,000千円
---------------	-----------

第1項 営業費用	575,624千円
----------	-----------

第2項 営業外費用	2,376千円
-----------	---------

第3項 予備費	1,000千円
---------	---------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 341,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,424千円、減債積立金 8,000千円、建設改良積立金 100,000千円、長期借入金償還積立金40,000千円、過年度分損益勘定留保資金 173,576千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	12,000千円
-----------	----------

第1項 負担金	11,483千円
---------	----------

第2項 工事負担金	1千円
-----------	-----

第3項 雑収入	516千円
---------	-------

支 出

第1款 資本的支出	353,000千円
第1項 建設改良費	259,027千円
第2項 企業債償還金	19,973千円
第3項 長期借入金償還金	70,000千円
第4項 予備費	4,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	中央監視制御装置 更新工事	千円 222,567	平成30年度	千円 164,333
				平成31年度	50,620
				平成32年度	7,614

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営 業 費 用

2 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

52,131千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

平成30年2月21日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第17号議案

平成30年度栃木県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度栃木県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	土地分譲	面積	89,988㎡
2	土地造成	事業費	1,580,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	用地造成事業収益	1,561,000千円
第1項	営業収益	1,539,900千円
第2項	営業外収益	21,098千円
第3項	特別利益	2千円

支 出

第1款 用地造成事業費用	1,504,000千円
第1項 営業費用	1,490,713千円
第2項 営業外費用	10,286千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,142,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,487千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,122,513千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,766,000千円
第1項 企業債	1,312,000千円
第2項 基金収益	305千円
第3項 負担金	442,000千円
第4項 長期貸付金償還金	10,400千円
第5項 分譲前受金	1千円

第6項 雑 収 入 1,294千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 3,908,000千円

第1項 建 設 改 良 費 1,696,695千円

第2項 基 金 積 立 金 305千円

第3項 企 業 債 償 還 金 1,608,000千円

第4項 長 期 借 入 金 償 還 金 598,000千円

第5項 予 備 費 5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 造 成 事 業 費	1,312,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、

議会の議決を経なければならない。

職員給与費

162,241千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
土地	芳賀下高根沢地区	234,200㎡

平成30年2月21日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第18号議案

平成30年度栃木県施設管理事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度栃木県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ゴルフ場事業	利用者数	33,000人
2 賃貸ビル事業	貸付面積	4,410.98㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 経営総合管理事業収益		278,000千円
第1項 営業外収益		278,000千円
第2款 ゴルフ場事業収益		22,000千円
第1項 営業収益		20,982千円

第2項 営業外収益	1,018千円
第3款 貸貸ビル事業収益	177,000千円
第1項 営業収益	175,524千円
第2項 営業外収益	1,476千円
支 出	
第1款 経営総合管理事業費用	278,000千円
第1項 営業費用	261,652千円
第2項 営業外費用	16,348千円
第2款 ゴルフ場事業費用	21,000千円
第1項 営業費用	19,857千円
第2項 営業外費用	1,143千円
第3款 貸貸ビル事業費用	156,000千円
第1項 営業費用	148,099千円
第2項 営業外費用	7,901千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,000千円（ゴルフ場事業）及び

51,000千円（賃貸ビル事業）は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8千円及び過年度分損益勘定留保資金61,992千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 ゴルフ場事業資本的支出	11,000千円
第1項 長期借入金償還金	11,000千円
第2款 賃貸ビル事業資本的支出	51,000千円
第1項 建設改良費	106千円
第2項 企業債償還金	20,000千円
第3項 長期借入金償還金	30,894千円

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 197,072千円

2 交際費 250千円

平成30年2月21日提出

栃木県知事 福田 富一